

新海面処分場等へ搬出するために実施する、搬出先の「受入基準」に基づく  
化学性状試験結果を受けた、豊洲新市場予定地における対策について

市場用地の安全・安心を確保する観点から、以下により対策を講じる。

1 受入基準を超過したものについて

- (1) 受入基準を超過した土は、仮設土壌処理プラントで処理（浄化）する。
- (2) 受入基準の超過を確認したもの（ガス工場操業に由来する特定有害物質（以下「ガス工場操業由来の物質」という。）ではない、バナジウム、油分は除く。）について、その当該箇所で、A.P.+2m 以深への汚染の可能性の有無について、確認等を行う。

2 受入基準以下であるものの、環境基準<sup>※</sup>の値を超過しているものについて

※土対法の土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を、以下「環境基準」という。

《該当物質》 鉛（溶出）、鉛（含有）、ヒ素、水銀、ベンゼン、シアン化合物、  
ふっ化物、PCB

- (1) 受入基準に合致しており、これらの土は、すべて搬出されるため、新市場予定地には残らないが、念のため、A.P.+2m 以深の安全性に配慮し、以下の対応を行う。
- (2) ガス工場操業由来の物質（水銀、ベンゼン、シアン化合物）については、念のため、同じ試料を土対法に規定される分析方法により分析を行う。  
鉛（含有）については、土対法に規定される分析方法と同じであるため、1(2)と同様に行う。
- (3) PCB については、ガス工場操業由来の物質ではないが、念のため、2(2)の水銀等と同様に行う。

【参考】

- ・ この化学性状試験は、搬出先の「受入基準」に従い実施するものであり、土対法によるものとは、目的も異なり、調査分析方法も異なることから、この結果（数値）が環境基準の値を超過しているからといって、土対法上の汚染ではない。専門家も同様の見解である。
- ・ なお、分析方法（検定方法）の違いについては、一般的に「受入基準」に従い実施するものの方が、土対法によるものよりも、濃度が高く出る傾向にある。